

妊娠・育児応援品贈呈業務委託（単価契約）にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、妊娠・育児応援品贈呈業務を委託するにあたり、企画力、技術力、実績等の点から評価し、本業務に最適な事業者を特定することを目的とし、プロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要となる事項および手続き等に適用する。

2 業務概要

- (1) 件名 妊娠・育児応援品贈呈業務委託（単価契約）
- (2) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間、契約更新を行うことがある。
- (3) 業務内容 別紙「妊娠・育児応援品贈呈業務委託仕様書」のとおり
- (4) 予定件数 6,600件
- (5) 概算経費 1件につき10,000円（税込）

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと

- (1) 妊娠・育児用商品に関して豊富な経験と専門知識を有し、その贈呈委託業務を受注した経験を有すること。
- (2) 本業務における主任担当者を定め、主任担当者は贈呈等の経験を有していること。
- (3) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

4 欠格条項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認められた場合は除く。）にある者。

5 提出書類および様式

参加を希望する者は、以下の提案書等を提出すること。様式は任意とするが、(1)(4)(5)(6)については、本要領添付の様式を使用すること。

また、提出部数は、(1)については 1 部、(2)～(11)は 6 部とする。

- (1) プロポーザル参加表明書（様式-1）
- (2) 提案書（ 1 ）
- (3) カタログの見本など
- (4) 会社概要（様式-2）
- (5) 受託実績申告書（様式-3）
- (6) 業務実施体制（様式-4）
- (7) 予定担当者の経歴等
- (8) 見積金額および積算内訳書（ 2 ）
- (9) 法人税、法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可）
- (10) 直近の決算書の写し
- (11) 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

(1) 提案書には、以下の事項を必ず明記すること。

(1) 「妊娠・育児用商品カタログ」の内容提案

ア 商品、案内文書、梱包等

イ 商品の発送

ウ 事後対応等

ただし、別紙「妊娠・育児応援品贈呈業務委託仕様書」の「6 委託内容」を基にして作成すること。

(2) 実施スケジュール

(3) その他（本業務の実施に特に記載すべき事項など）

(2) 「参考例（見積書）」を基に作成すること。

6 日程(予定)

令和3年 1月 4日 募集要領等の公表

令和3年 1月 13日～19日 質問受付期間

令和3年 1月 25日 質問回答

令和3年 2月 4日 提案書等提出期限

令和3年 2月 上旬 第一次審査(日程は改めてお知らせします)

令和3年 2月 10日 第一次審査結果通知

令和3年 2月 中旬～下旬 ヒアリング・第二次審査(日程は改めてお知らせします)

令和3年 3月 4日 第二次審査結果通知

() 本件についての説明会は実施しない。

7 提出書等作成にあたっての質問および回答

提出書等作成にあたっての質問がある場合は、質問書(様式-5)に要旨を簡潔にまとめ、下記受付期間中に担当部署へ電子メールで問い合わせること。

質問に対する回答は、令和3年1月25日から、質問した事業者名を伏せたうえで、募集ホームページ内で公開する。

(1) 質問受付期間 令和3年1月13日～19日

(2) 質問回答日 令和3年1月25日

(3) 担当部署 練馬区健康部健康推進課母子保健係

e-mail: KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp

8 提案書等の提出について

(1) 提出場所 練馬区健康部健康推進課母子保健係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階

(2) 提出方法 提出書類を直接持参(郵送不可)

(3) 提出期限 令和3年2月4日17時まで

(土日を除く平日8時45分から17時まで)

9 審査方法について

提案書等の審査は、別表の「審査基準」に基づいて、以下のとおり、第一次審査と第二次審査を行う。

(1) 第一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行い、一次審査通過者を選定する。一次審査通過者は概ね3者とする。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過したものについて、プレゼンテーション、ヒアリングを行い審査する。ヒアリングの出席者は、実施体制表に記載の主任担当者または担当者3

名までとし、選考時間は1社あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。詳細は第一次審査結果と併せて別途通知する。

10 選定結果の通知について

以下の日程で、書面により通知する。

- (1) 第一次審査結果 令和3年2月10日（予定）
- (2) 第二次審査結果 令和3年3月4日（予定）

11 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

12 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙）に基づき取扱うものとする。

13 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
また、提案書類の再提出および記載内容の変更は認めない。
- (3) 提案書類に記載した担当者は、原則として変更できない。
ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (7) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (9) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。これらに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 概算経費および予定件数は変更となる可能性があるものとする。変更があった場合は、協議により定める。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (12) 提案書等の作成のために練馬区から貸与された資料は、提案書等作成以外の目的で使用することはできない。また、担当部署窓口で配布する資料は、以下のとおりとする。
 - ア 募集要領（本資料）
 - イ 妊娠・育児応援品贈呈業務委託仕様書
 - ・個人情報の保護および管理に関する特記事項（別紙１）
 - ・練馬区環境方針（別紙２）
 - ウ プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

14 問い合わせ先

練馬区健康部健康推進課母子保健係 長島

練馬区豊玉北6 - 1 2 - 1 練馬区役所東庁舎 6階

電話 03-5984-4621 FAX 03-5984-1211

e-mail: KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp